

30 契 第 1913 号
平成 31 年 1 月 29 日

入札参加資格登録事業者 各位
(工事のとび・土工・コンクリート (経過措置) に登録している事業者 宛)

会津若松市長 室井 照平
(公 印 省 略)

解体工事業許可に係る経過措置終了時の取扱い明確化について (通知)
このことについて、別紙国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知 (平成 30 年 12 月 26 日付国土建第 353 号) により、下記のとおり取扱いが明確化されましたので、お知らせいたします。

記

- 建設業法の改正 (解体工事業追加) に伴う経過措置により、とび・土工工事業の許可で解体工事を行うことが可能になっていましたが、この経過措置が平成 31 年 5 月 31 日で終了します。
- 平成 31 年 6 月 1 日以降は解体工事業の許可を受けていなければ、解体工事を行うことができなくなりますので、同日以降も解体工事を行う事業者については、速やかに解体工事業の許可を受けるようにしてください。
- 工期が平成 31 年 5 月 31 日をまたぐ解体工事で、とび・土工工事業の許可しか有していない場合、同年 6 月 1 日以降は、工期途中であっても解体工事が施工できないこととなりますのでご注意ください。
- ただし、平成 31 年 5 月 31 日までに解体工事業の許可を申請した場合については、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、とび・土工工事業の許可で解体工事を行うことができます。
- なお、建設業許可に関してご不明な点については、所管官庁 (会津若松市では所管しておりません。国又は県の担当部署になります。) にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

(事務担当：契約検査課入札契約グループ 電話：0242-39-1217)